

農作物共済

農林水産省／群馬県／群馬県農業共済組合

安心を
お届けします。

加入について

一定規模(当然加入面積)以上の作付けをしている農家は加入する義務があります。

一定規模
(当然加入面積)

水稻

25a以上…太田市、館林市及び邑楽郡の地域
20a以上…その他の地域

麦

10a以上…県内全域

左記の条件を満たしていない場合でも、水稻・麦合わせて10a以上作付けしていれば加入することができます。



加入は？

水稻・麦を一定基準面積以上耕作している農家（または生産組織）は、農業災害補償法の規定により、共済制度へ当然加入となります。

一定基準面積は、県知事が定めた当然加入基準面積で、水稻の作付が20アール以上の農家は水稻共済の加入者となります。

（※太田市・館林市・邑楽郡の水稻当然加入面積は、25アール以上となります。）

なお、当然加入面積以下の水稻作付農家は、申出により水稻共済への加入を停止することができます。

また、麦の作付面積が10アール以上の農家は、麦共済の当然加入者となります。

水稻共済の加入内容については、7月に配布される共済細目書をご確認ください。（麦については1月に配布）

どんな災害が対象になるの？

共済事故



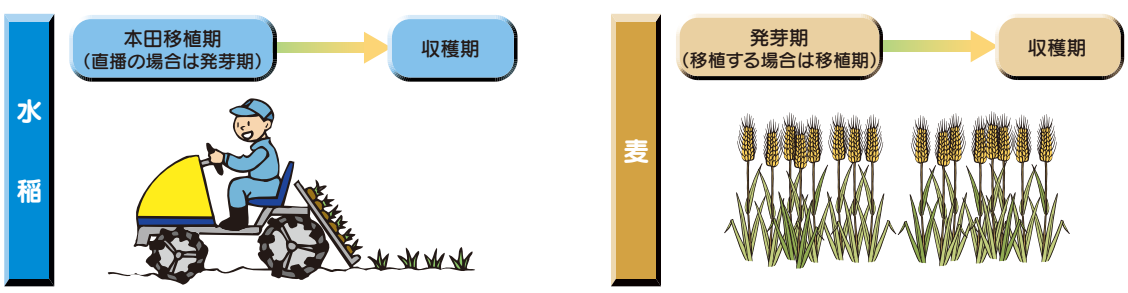
風水害・干害等気象上の原因による災害および、病害、虫害、鳥獣害等が対象となります。上記以外は対象外です。
・農薬の誤散布による薬害・車両などの飛び込みによる損害・街路灯や看板などによる育成不良

補償期間はどれくらいなの？

補償の期間は

水稻は、本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫までです。
麦は、発芽期から収穫までです。

※収穫とは適期に刈取することをいいます。
※圃場乾燥中は通常の乾燥時期に発生した災害に限り、補償の期間内です。
※圃場から搬出したものについては補償の対象外です。





どんな補償の方式があるの？

補償の方式は3方式があり、補償割合と併せて選ぶことができます。

いっぴつ
一筆方式

耕地ごとに基準収穫量の7割を補償し、基準収穫量の3割を超える減収があったときに共済金を支払う方式です。

※農家の選択により、基準収穫量の6割、または5割を補償する方式を選択することができます。

はんそうさい
半相殺方式

農家ごとに基準収穫量の8割を補償し、被害耕地の減収量の合計が基準収穫量の2割を超えることとなったときに共済金を支払う方式です。

※農家の選択により、基準収穫量の7割、または6割を補償する方式を選択することができます。

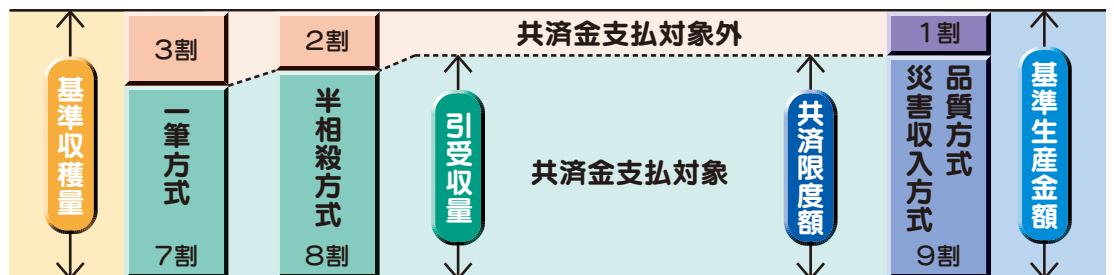
水稲品質方式・麦災害収入方式

農家ごとに過去5年間の出荷実績により算出した基準生産金額の9割を補償し、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ基準生産金額から生産金額を差引いた額が、基準生産金額の1割を超えることとなったときに共済金を支払う方式です。

※農家の選択により、基準生産金額の8割、または7割を補償する方式を選択することができます。また、付保割合も選択することができます。

※次の要件を満たす農家が加入できます。

収穫物のおおむね全量を、ライスセンターやカントリーエレベーター等施設に出荷し、その施設等から過去5年間の品種・出荷規格ごとの数量及び販売価格等の資料提供が得られ、今後も出荷することができる農家の方が加入できます。





基準となる 収穫量は？

●一筆方式・半相殺方式

過去一定期間の10アール当たり収穫量を基に、県知事から指示された数量を基準に地域ごとに10アール当たり基準収穫量を定めています。

●水稻品質方式・麦災害収入方式

過去5年間の出荷実績等及び、品種別の規格ごとの品質指数により、農家ごとに10アール当たり基準収穫量を定めています。

$$\text{基準収穫量} = \text{過去5年間の出荷実績等} \times \text{品種別の規格ごとの品質指数} \times \text{引受面積}$$

どれくらい 補償して くれるの？

共済金額（補償額）は、選択した引受方式・補償割合に応じて計算されます。

●一筆方式・半相殺方式

$$\text{共済金額} = 1 \text{ kg 当たり共済金額} \times \text{引受収量}$$

※引受収量は、基準収穫量に農家を選択した補償割合を乗じた収量です。

※1kg当たり共済金額は、水稻・麦ごとに毎年農林水産大臣が定めた金額から、農家を選択した金額です。
(選択の申出がない場合は、前年度の補償割合及び、同位の1kg当たり共済金額を適用します。)

●水稻品質方式・麦災害収入方式

$$\text{共済金額} = \text{基準生産金額} \times \text{補償割合}$$

※基準生産金額は、過去5年間の出荷実績を基に産地銘柄ごとのkg当たり単価を乗じた10アール当たり基準生産金額に、引受面積を乗じた金額です。

※補償割合は農家を選択した補償割合です。

※補償割合と別に、選択した補償割合を超えない範囲で90%・80%・70%の付保割合を選択できます。(選択の申出がない場合は、前年と同じ付保割合とします。)



掛金の額はどれくらい？

水稲の共済掛金は掛金総額の半額を、麦の共済掛金については半額以上を国が負担します。
なお、掛金率は過去の被害率を基礎として国が算出し、3年ごとに改定されます。

掛金総額 = 共済金額(補償額) × 掛金率

国庫負担掛金 = 掛金総額 × 50%

農家負担掛金 = 掛金総額 - 国庫負担掛金

※麦の国庫負担割合は、引受方式および麦の種類により、50%~53%の負担割合となります。

被害が発生したときの連絡は？

農家の被害申告に基づき、損害評価を行います。

いずれの加入方式に加入しても、災害の発生の都度、その状況を地元共済役員または、**NOSAI**に連絡してください。連絡がない場合には、減収があっても共済の対象とすることができません。

損害評価の方法は

損害評価は、地元役員の協力を得て通常収穫期に行います。

■ いっぴつ一筆方式・はんそうさい半相殺方式

被害申告された全耕地について、しっかい悉皆調査(検見による収量の見積り)により10アール当たりの収穫量を調査し、その結果を検証するため被害申告耕地の中から一定量の耕地を抜取って、実測により10アール当たりの収穫量を調査します。

■ 水稲品質方式・麦災害収入方式

被害申告された農家の全耕地の被害状況を確認し、出荷施設等への出荷終了後、出荷先の出荷資料に基づき出荷量および品質を調査し農家ごとに生産金額を算出します。

※収穫皆無・移植(発芽)不能・すき込み等耕地については、発生の都度調査しますので、災害の発生があった場合には速やかに**NOSAI**に連絡願います。

すき込み等を行う場合に、**NOSAI**に連絡が無い場合は、事故確認ができないため共済の対象とすることができません。

※共済事故以外の原因により減収した量は、分割評価を行います。



共済金の計算は？

共済事故の被害により、共済金支払が開始される損害割合以上の減収、または生産金額の減少に対し共済金を支払います。

麦については、平成27年産から経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」の支払方法が見直され、「面積払交付金」が当年産の作付面積に応じ、数量払交付金の内金として支払われる方法に変更されました。これに伴い、麦の収量が一定収量を下回った場合に共済減収量の一部を減らす調整が行われます。

●一筆方式（耕地ごとに計算を行う方式）

$$\begin{aligned} \text{共 済 金} &= 1 \text{ kg 当 たり 共 済 金 額} \times \text{共 済 減 収 量} \\ \text{共 済 減 収 量} &= \text{引 受 面 積} \times (\text{引 受 単 収} - \text{組 合 評 価 単 収}) \end{aligned}$$

※耕地ごとに損害評価を行い、耕地ごとに共済金を算出します。

●半相殺方式（農家ごとに計算を行う方式）

$$\begin{aligned} \text{共 済 金} &= 1 \text{ kg 当 たり 共 済 金 額} \times \text{共 済 減 収 量} \\ \text{共 済 減 収 量} &= \text{耕 地 ご と の 減 収 量 の 合 計} - \text{共 済 金 支 払 対 象 外 収 量} \\ &\quad \text{(基 準 収 穫 量 の 2 \sim 4 割)} \end{aligned}$$

●無被害および増収耕地は、基準収穫量をもって算定されます。

※耕地ごとに損害評価を行い、農家単位で共済金を算出します。

●水稲品質方式・麦災害収入方式（農家ごとの施設計量結果に基づき計算を行う方式）

$$\text{共 済 金} = (\text{共 済 限 度 額} - \text{生 産 金 額}) \times (\text{共 済 金 額} / \text{共 済 限 度 額})$$

●共済限度額…基準生産金額に補償割合を乗じたものです。補償割合は、9～7割の範囲で農家を選択した割合です。

●生 産 金 額…農家ごと、銘柄ごと、規格ごとの出荷量に、引受時の1kg当たりの単価を乗じた合計金額です。（農家ごとの最終の手取り金額ではありません。）

※出荷施設計量結果による生産金額に基づき、農家単位で共済金を算出します。



分割評価 とは？

通常行うべき圃場管理等・肥培管理等及び病虫害防除等が粗放または不行き届き等、共済事故以外の原因による減収と、共済事故による減収が同時に生じた場合には、それぞれの減収を分けて損害評価を行います。

このとき共済事故以外の原因による減収量を分割減収量とし、この部分の減収を差引いて共済金を支払います。

1. ^{ぶんかつ}分割評価の方法

^{しっかい} 悉皆調査時に耕地の栽培状況等を調査し、次の事項に該当する場合に分割評価を行います。

2. 分割評価に該当する例

《圃場管理等》

- 土地条件に適合する栽培方法でないため減収が見られる。
- 肥料・土壌改良資材の未実施等、土づくりが適切でない。
- 鳥獣害に対する防護用の施設が完備されていない。
- 水田麦作で地下水位の高い耕地において、排水溝・排水路等が設置されていない。

《肥培管理等》

- ^{はしゆ} 播種（移植）時期および播種（移植）量が適切でない。
- 除草管理が不適切なため、雑草が繁茂している。
- 収穫適期に刈取が行われていない。

《病虫害防除等》

- 種子消毒および標準的な防除が実施されていない。
- 病虫害被害発生時における適期防除が実施されていない。
- 農薬の使用方法等が適切でない。

3. 麦のすき込みに対する分割評価

共済事故を原因とする発芽不能等や生育不良により、収穫の見込が無い場合等によりすき込みを行う場合には、現地評価を行い生育ステージごとの標準的防除・肥培管理等を判定して、すき込み専用の基準表により分割評価を行います。

すき込みを行う場合には、現地調査が必要となりますので必ず **NOSAI** に被害申告を行ってください。無断すき込みを行った場合には共済事故として認められませんのでご注意願います。

その他

● 損害防止事業

NOSAI では農薬の配布、器具の貸与等を行い被害の未然防止に努めています。

● 無事戻金

前3か年加入しており、当年度組合員資格を有している者のうち、過去3年間共済金の支払いを受けていないか、被害が僅少で共済金の支払いが少ない組合員に共済掛金の一部をお返ししています。

ただし、総代会の議決や収支状況によっては、お返しできない場合があります。

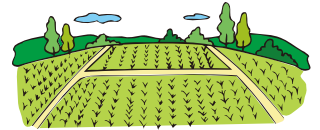


NOSAIは農家のために!!

農作物共済へのご加入にあたって

この説明書は、農作物共済へのご加入にあたり加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業共済事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け、減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入に際し知り得た個人情報、組合が引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
＜金融商品販売法にかかる重要事項説明書＞



お問い合わせ先

本所・支所名	住 所	電話・FAX番号	対象エリア
本所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 農業共済会館2階	電話 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 農業共済会館1階	電話 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1(伊勢崎市あずま支所 2階)	電話 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市、佐波郡
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町563	電話 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市(高崎市吉井町除)、安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6	電話 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市、多野郡、高崎市吉井町
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	電話 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市、甘楽郡
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	電話 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市、北群馬郡
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	電話 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	吾妻郡
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	電話 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市、利根郡
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町29(太田市新田庁舎 1階)	電話 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1	電話 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市、みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町14-1	電話 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市、邑楽郡